

カンボジアにおける 法制度整備支援活動

愛知県弁護士会会員

原田 政佳 Harada, Masayoshi

私が、2010年3月に、国際協力機構(以下、JICAといいます)のカンボジア法制度整備プロジェクト・フェーズ3の長期専門家として派遣されてから、早いもので、2年が経過しようとしております。このプロジェクトは、日本国の政府開発援助の一環としてカンボジアに対して行われているものですが、そもそも日本がカンボジアに対して法制度整備支援を行っていることをご存じの方は少ないと思われるので、本稿では、プロジェクトの沿革からご報告させていただければと思います。

1 法制度整備プロジェクトの沿革

(1)そもそも、なぜ、カンボジアに対して法制度整備支援なのでしょう。カンボジアは、他の途上国と異なり、法制度整備支援が必要な理由は特殊です。ご存じの方も多いと思いますが、カンボジアは、ポル・ポト政権下にあった、1975年4月から1979年1月までの間に、それまでの法律・制度が徹底的に廃止・破壊されました。また、少しでも学識があると思われた者は虐殺されました(死者の数は、ポル・ポト政権前後の内戦時代を含めて200万人、そして、法律家で生存できた人は一桁台とも言われています)。その後、カンボジアは、1993年に民主化したものの、深刻な人材不足が尾を引き、自力で法制度の整備を行えなかったため、当時ベトナムで法制度整備支援を行っていた森嶋昭夫教授に対して民法・民事訴訟法等の基礎法の支援の要請を行いました。当初は先生方の手弁当での支援でしたが、1999年3月より、カンボジア司法省(日本における法務省に相当)をカウンターパートとして、JICAの法制度整備プロジェクトが開始されました。

(2)カンボジア法制度整備プロジェクトは10年以上続く非常に歴史のあるプロジェクトですが、ここでは、簡単にその歴史を列記するにとどめさせていただきます。

- ① 1999年3月～2003年3月「法制度整備プロジェクト・フェーズ1」
民法・民事訴訟法法案の起草支援
- ② 2003年4月～2008年4月「法制度整備プロジェクト・フェーズ2」
民法・民事訴訟法法案の立法化支援及び附属法令の起草等
- ③ 2008年4月～2012年3月終了予定「法制度整備プロジェクト・フェーズ3」
民法、民事訴訟法の普及支援
民法、民事訴訟法の附属法令の起草・立法支援

(3)2010年3月に当職が着任してから、2年間で様々な法令が成立し、適用されましたが、最も重大なものは、言うまでもなく2011年12月の新民法の適用です。これにより、日本の10年以上に亘る起草・立法支援がようやく結実したといえます。

新民法には、これまでのカンボジア実務に存在しなかった制度、例えば、抵当権・根抵当権、相続制度等が盛り込まれています。しかしながら、新民法は、裁判官、行政官、大学教授等において十分理解されていないのが現状です。カンボジアでは、この新民法を根付かせていくことが課題となっておりますが、そのために行われているプロジェクトが今まきに行われているフェーズ3なのです。このフェーズ3では、新民法を根付かせることを主な目的とし、民法を支える附属法令(不動産登記法令等)起草というハード面の支援と、民法を運用するための人材育成というソフト面の支援を行っており

ます。このハード・ソフト面を同時に支援するためには、複数の法律専門家が必要であり、そのために、プロジェクトには、日本弁護士連合会推薦の弁護士2名、日本司法書士会連合会推薦の司法書士1名が専門家として派遣されています。

2 当プロジェクトにおける具体的活動

(1)当プロジェクトにおける業務は、大きく分けて以下の2つに分かれます。

- ① 民法、民事訴訟法を実施していくための附属法令(例えば、不動産登記法令、法人登記法令等)の起草
- ② プロジェクトで起草した民法、民事訴訟法の普及(セミナー支援、教科書作成支援)

このうち、当職が担当している業務は、主に①の不動産登記法令、法人登記法令等の起草支援です。

不動産登記法令、法人登記法令は、弁護士にとって、あまり親しみのある法令ではありません。ただ、当職は、事前にこれらの法令の起草を担当することがわかっていたため、不動産登記法令、法人登記法令起草の前提知識として、カンボジア民法、民事訴訟法を読み込み、一方で日本における不動産登記法令、商業登記法令を勉強したうえで赴任しました。

それでもなお、準備は十分ではなかったと考えます。新しい民法、民事訴訟法の知識の乏しい職員に対し、両法の講義をする一方で、彼ら自身に条文の起草を行ってもらうためには、登記法令を単に「勉強」したというだけでは到底足らず、登記実務・先例等に精通していなければならなかったからです。そこで、同時期に赴任し、共に不動産登記法令、法人登記法令等を担当することになっていた司法

書士の金武絵美子専門家とともに、登記法令及び関連する登記実務の諸問題の抽出、実体法の説明、専門家腹案の作成、現地側が作成した法令に対するコメント等を役割分担して行いました。

(2)皆様には起草班会合がどのように行われているかのイメージが乏しいと思われるので、ここでほんの一例ですが、簡単にご紹介いたします。

所有権移転登記の抹消登記に関する条文を起草したときの話です。例えば、AがBに対して所有権を移転し、登記を備えた後に、BがCに対して抵当権設定登記をした事例において、Aが所有権の移転原因となる契約(売買契約)を取消ないし解除した場合、Cは登記上の利害関係人になります。登記上の利害関係人がいる場合、この者の承諾書がなければ所有権移転登記の抹消登記をすることができません(日本不動産登記法68条参照)。そこで、なぜ、登記法令において、登記上利害関係人からの承諾書が必要なのかについて、当職において、民法、民事訴訟法の講義をしたうえで、金武専門家において、上記承諾書の登記法上の意義を説明しました。このように、登記法令の起草は、民法、民事訴訟法、登記法令の3つの法令の世界を整合的にかつ説得的に説明しなければならない作業が多く、会合の準備は非常にハードですが、カンボジア側の起草活動に対する情熱・やる気に支えられ、当職の担当である不動産登記法令等の起草自体は着実に進んでいます。

3 法制度整備支援のあり方について

現在、JICAのプロジェクトとして、数カ国で法制度整備支援活動が行われており、法曹三者が中心的に派遣されておりますが、私として

は、特に法曹三者にこだわる必要はなく、それぞれの専門分野に応じて専門家が派遣されるべきだと思います。カンボジアに限って言えば、民法・民事訴訟法に関する支援が行われているところ、長年刑事に専従されていた検察官が派遣されていますが、民事裁判官から転官されている検察官、民事立法に関与している検察官、あるいは民事弁護を行っている弁護士を派遣した方がより効率的な支援が行えると思います。また、登記法令プロジェクトであれば弁護士及び司法書士、税法プロジェクトであれば公認会計士又は税理士を派遣する形態もありうるのではないかと思います。その意味で、本フェーズに司法書士が長期で派遣されたのは、非常に大きな第1歩であり、JICAの英断であったと思います。今後も、このようにプロジェクトの内容に沿った専門家派遣がなされることを期待し

ます。

4 最後に

最後になりましたが、カンボジアの礎となるプロジェクトに関与できたことをとても誇りに思います。これもひとえに、当職が若年であるにもかかわらず、日本弁護士連合会国際交流委員会の先生方がご推薦くださったからにほかなりません。この場をお借りして当職を推薦してくださいました先生方に心より御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。また、当職を快く送り出してくださいました在籍事務所所長の花井先生及び諸先生方、任期中激励を下さった愛知県弁護士会国際特別委員会の先生方にも心より御礼申し上げます。残りわずかな任期となりましたが、最終日まで全力で職務を遂行していきたいと思っています。